

平成30年6月18日

各位

関門海峡花火大会実行委員会門司
実行委員長 築城 護
北九州市港湾空港局港営部
業務担当課長 松田 聡

【西海岸地区】船だまりへの進入及び物揚場への係留禁止について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

関門海峡花火大会につきましては、皆様のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、このたび門司区西海岸地区につきましては、花火大会が終わるまでの間、安全対策のため、下記のとおり一般船舶の船だまりへの進入及び物揚場等への係留を禁止することといたしました。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 規制期間 平成30年8月13日（月） 終日
- 2 規制区間 下図のとおり



- ※ 当日は警戒船を配置し、注意・指導を行います。
- ※ 港湾管理者である北九州市長が許可した船舶は除く。
- ※ 安全対策のため、陸側から物揚場（係留禁止エリア）への立入も禁止します。